

農業・農協改革だより

5月号



平成28年4月に施行が見込まれる農協法改正案について、政府は4月3日に閣議決定し、国会に提出しました。国会での審議は、5月以降に本格化する見通しです。

改正案では、JAの事業運営原則について、「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」ことが明確化されました。

JAの理事については、原則、過半数が認定農業者や販売・経営のプロでなければならず、JA香川県のような経営管理委員会制度のJAでは、原則、経営管理委員の過半数は認定農業者でなければならぬとされるとともに、理事は販売・経営等に関し実践的な能力を有する者でなければならぬこととされました。なお、適用時期に関しては経過措置が設けられ、JA香川県の場合は、平成31年6月の役員改選期から適用されません。

中央会制度については、農協法上の中央会制度を廃止し、平成31年9月までに、JA全中は一般社団法人に、都道府県中央会は農協法上の連合会に移行することとされました。

JAグループでは、今般の農協法改正案等を受け、本年10月に開催する第27回JA全国大会（※）において、将来のJAグループのあるべき姿を再構築し、その実現に向けて取り組みることとしています。

※JA全国大会…3年に1度開かれ、全国のJAグループで取り組むべき基本方針を決定する大会



お問い合わせ先…JA香川県総務部組織広報課

TEL…087(825)1233

平成27年4月20日現在の情勢をもとに作成